

保護者の皆様へ

公立幼稚園保育料の改定について

(平成27年4月分から)

松原市教育委員会
各公立幼稚園

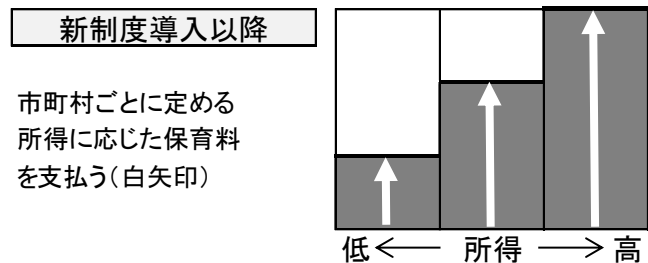
◆新制度で変わる保育料のポイント

①所得に応じたご負担に変わります

新制度では、保育料などの利用者負担は、国が定める基準額を上限として、市が定めます。そして、保護者の所得（住民税）に応じた保育料を支払う仕組み（応能負担）に変わります。

公立幼稚園の保育料について、このたび下表の通り、料金案がまとまりましたのでお知らせします。

なお、新制度へ移行した場合でも、幼稚園としての機能、教育内容については大きな変化はありません。



▲利用者負担のイメージ

②市の利用者負担額の上限と階層区分は国基準どおり設定します

利用者負担の上限については、市内幼稚園の平均保育料などから考慮した結果、公立、私立幼稚園ともに国の示している25,700円とします。

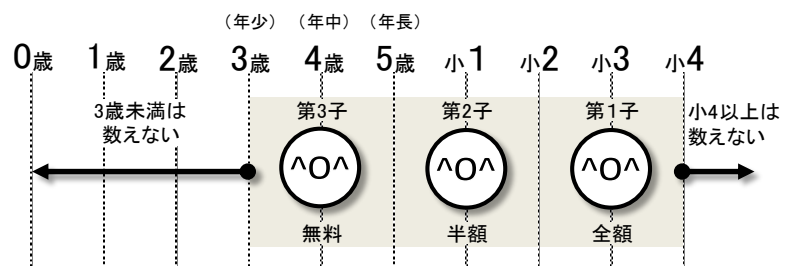
また、階層については、国基準に合わせて、下表の階層に分割します。

公立幼稚園の平成27年度入園児の保育料につきましては、下表のとおり、第2階層については、国基準額に合わせ、3,000円、第3・4・5階層につきましては、新制度では入園料は廃止し、保育に必要な経費として月額保育料の中で徴収することになりますので、その額（3,000円 ÷ 24カ月 = 125円）を現在の保育料に上乗せし、100円未満を切り上げた額とします。

今後は保育料を応能負担に変更したうえで、公私間、幼保間のバランス、税投入の公平性などを考慮し、国基準額に合わせていきます。

なお、その際、段階的に金額を国基準額に合わせていくようにして、急激な保育料の値上げを緩和します。

また、多子世帯の負担を軽減するために、右図のとおり、年少（3歳児）から小学3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子…、と数え、第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。



▼公立幼稚園保育料（案） （教育標準時間認定）

階層区分			推定年収 (市)	国基準額 (月額)	平成27年度入園児保育料(月額)		
					第1子	第2子	第3子 以降
1	生活保護世帯	—	0円	0円	0円	0円	
2	市民税非課税世帯	～270万円	3,000円	3,000円	1,500円	0円	
3	市民税所得割額 77,100円以下	～360万円	16,100円	4,500円	2,250円	0円	
4	市民税所得割額 211,200円以下	～680万円	20,500円	6,200円	3,100円	0円	
5	市民税所得割額 211,201円以上	680万円～	25,700円	6,200円	3,100円	0円	

※平成27年度進級児（現在の4歳児）につきましては、保育料上限を6,000円とします（入園料については平成26年度に支払い済みのため）。

※入園された時点の保育料の表は卒園まで変わりません。

（例）平成27年度保育料 4,500円→平成28年度 4,500円

※平成28・29年度入園児保育料については、国の状況などを勘案した上で、決定次第お知らせします。

※新制度では、所得に応じた保育料となりますので、これまでの市民税非課税等による減免制度はなくなります。

※第1子が年少から小学校3年生までの範囲外になった（成長して小4以上になった）場合は、それまで第2子だったお子さんを第1子と数えます。

※保育料のほかに、PTA会費や諸費などの実費徴収があります。

ここに示す幼稚園の保育料は、現時点での素案であり、議会の議決が必要となるため、変更となる場合があります。